

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業（以下「本事業」という。）の実施方針を公表する。

平成 27 年 3 月 26 日

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳 田 清 二

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設） 建設・運営事業 実施方針

佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、本事業を P F I 法の手続に準じて実施することを予定している。

本実施方針は、P F I 法が規定する特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月閣議決定）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 26 年 6 月改定内閣府）等に準じて、本事業の実施に関する方針として定め、ここに公表するものである。

目 次

用語の定義	1
第1章 特定事業の選定に関する事項	3
1 事業内容	3
2 特定事業の選定	4
3 民間事業者が実施する業務の範囲	5
4 組合が実施する業務の範囲	6
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定方法	8
2 民間事業者の募集及び選定スケジュール	8
3 入札参加者の参加資格要件	9
4 審査手順	12
5 落札後の手続	13
6 著作権	13
7 費用負担	13
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..	14
1 想定されるサービスの水準及び仕様	14
2 想定されるリスク及び分担	14
3 組合による事業の実施状況の監視	14
第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	16
2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	16
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
4 その他の支援に関する事項	16
5 議会の議決	16
6 実施方針に関する問い合わせ先	16
参考資料 事業に係るリスク分担	18
添付資料1 事業用地	
添付資料2 事業スキーム	
添付様式 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター(ごみ焼却施設)建設・運営事業 実施方針に関する質問・意見書	

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- 組合 : 佐久市・北佐久郡環境施設組合をいう。
- 組合組織市町 : 佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町の1市3町をいう。
- 処理対象物 : 組合組織市町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村及び北相木村で発生し、本施設に搬入する可燃性の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
- 本施設 : ごみ焼却施設、管理棟、その他本事業において建設・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
- 高効率ごみ発電施設 : 「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」(環境省平成22年3月改訂)において定義される高効率ごみ発電施設をいう。
- DBO方式 : 公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- 民間事業者 : 組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- 特別目的会社 : 本事業の運営業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として組合組織市町内に設立する会社をいう。
- 建設請負事業者 : 民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業又は共同企業体をいう。
- 運営事業者 : 本施設の運営業務を行う特別目的会社をいう。
- 基本協定 : 入札参加者が落札者として決定されたことを確認し、特定事業契約の締結に向けて、組合及び当該入札参加者の双方の協力について定める組合と落札者との間で締結する協定をいう。
- 基本契約 : 民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。
- 建設請負契約 : 基本契約に基づき建設請負事業者と締結する本事業に係る建設工事請負契約をいう。
- 運営委託契約 : 基本契約に基づき特別目的会社と締結する本事業に係る運営業務委託契約をいう。
- 特定事業契約 : 基本契約、建設請負契約及び運営委託契約の総称をいう。
- 参加表明者 : 本事業の入札に参加するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
- 入札参加者 : 参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
- 代表企業 : 単独の企業で参加する場合には、当該企業を指し、企業グループで参加する場合には、構成員から選出され、応募手続等を行う企業をいう。

構成員	: 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を、組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	: 本事業の入札に複数の企業で参加する場合において、構成員以外の者で、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を、組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
選定審査委員会	: 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される「新クリーンセンター建設・運営事業者選定審査委員会」をいう。
募集要項	: 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、事業者選定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
プラント	: 本施設のうち、処理対象物を焼却するために必要なすべての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	: 本施設のうち、プラントを除く施設・設備をいう。
飛 灰	: 集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	: 有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たすよう適正処理した飛灰をいう。
処理不適物	: 焼却炉で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
灰引取業者	: 組合が指定し、焼却主灰、飛灰処理物を引取る事業者をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

1.1 事業名

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

1.3 公共施設等の管理者

佐久市・北佐久郡環境施設組合 組合長 柳 田 清 二

1.4 事業目的

本事業は、本施設の設計・施工及び運營業務を一括で民間に委託し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用により、費用対効果の高い施設建設及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることによって、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1.5 事業概要

本事業は、DBO方式により実施する。本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独、又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。本事業の運營業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地

佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍（添付資料1 事業用地）

(2) 用地面積

約 1.9ha

(3) 土地利用規制

都市計画区域	: 未線引きの都市計画区域内
用途地域	: 指定なし
防火地域	: 指定なし
高度地区	: 指定なし
建ぺい率	: 60%以下
容積率	: 100%以下
都市施設	: ごみ焼却場（都市計画決定 平成27年7月予定）

(4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、募集要項に示

すこととする。

2) 施設概要

処理対象物を受入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率の発電設備を備えたごみ焼却施設。

3) 年間計画処理量

29,355 t /年

4) 施設規模等

110t/日 (55 t /日×2 炉)

5) 処理方式

ストーカ式焼却炉

6) 供用開始

平成 31 年 4 月予定

7) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

建設期間：契約締結（平成 28 年 3 月予定）から平成 31 年 3 月末まで。ただし、平成 31 年 3 月 1 日からはごみの全量受入れを行うこと。

運営期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までの 20 年間。

1.6 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定

以下の考え方及び手順に従い、P F I 法の手続に準じて本事業を特定事業として選定する。

2.1 選定の考え方

次の 2 点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- 1) 民間事業者に支払う施設整備費及び運営委託料を含め、事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- 2) 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持若しくは向上が見込めること。

2.2 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、結果を公表する。

- 1) 定量的評価の実施
 - ・事業期間全体における組合の費用の総額（施設整備費、運営委託料等）の評価
- 2) 定性的評価の実施
 - ・民間事業者に移転されるリスクの評価
 - ・公共サービス等水準の評価
- 3) 1)、2) の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。
- 4) 評価の結果を公表する。

3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとし、詳細は、今後公表する募集要項に示す。なお、民間事業者は事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

3.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業に必要な事前の調査、許認可の取得等を行う。
- 2) 施工については、プラント設備工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事及び外構工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。
- 3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、工事監理者の配置、手続業務、その他の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

3.2 運營業務

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、本施設の運營業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー利用を行う。運營業務は本施設の受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、余熱利用業務及び関連業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却主灰及び飛灰処理物等の発生量を抑制する。灰引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者に引き渡す。本施設から発生する焼却残さについて、安定的な処分（資源化を含む）を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者、若しくは組合独自で調達する処分先、又はその双方に処分（資源化を含む）を委託する。なお、民間事業者は応募段階で焼却主灰及び飛灰処理物量を提案し、組合指定のごみ質範囲内にもかかわらず、それを上回った場合は、組合に処分費を支払うことにより組合が処分する。
- 3) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設の所内での利用、電気事業者への売電を行うことができる。売電収入及び熱エネルギーの販売による収入は、運営事業者の運転上の工夫を引き出し、かつ売電に係るメリット、デメリットを組合及び民間事業者で適切に負担できる割合を組合で

決定し、組合と民間事業者とで配分する。

3.3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・施工に係る対価

組合は、本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

2) 本施設の運営に係る対価

組合は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。なお、委託料は、年に1回物価変動に基づき改定することができるものとする。

3.4 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は30年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

組合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討し、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

1) 所有する図面・資料の開示

2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む）による本施設及び運転状況の視察

3) 運営業務全般に係る指導

4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出

- ・ 人件費
- ・ 運転経費
- ・ 維持管理費
- ・ 調達費
- ・ その他

5) 本施設の機能検査

4 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

4.1 用地の準備

本事業を実施するための用地は組合において確保し、都市計画決定等の必要諸手続を行う。また、組合は平成29年2月末までに用地の粗造成工事（法面、擁壁、進入道路、排水管渠設置等）を実施する。

4.2 処理対象物の搬入

組合組織市町等は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、本施設へ処理対象物の搬入を行う。

4.3 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

4.4 施設見学者への対応

組合は、施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運営事業者と連携して適切な対応を行うこととする。

4.5 施設整備費及び運営委託料の支払い

組合は、組合が準用する佐久市財務規則等に基づき施設整備費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

4.6 その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応を行う。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の選定は、本事業への参加を表明する事業者を広く公募し、公平性・透明性を確保するため、総合評価一般競争入札により実施する予定である。なお、具体的な募集方法及び応募条件等については、募集要項において示す。

2 民間事業者の募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール(予定)	内 容
平成 27 年 3 月	実施方針の公表
平成 27 年 4 月	実施方針に関する質問・意見の受付締切 実施方針に関する質問・意見への回答公表
平成 27 年 5 月	特定事業の選定結果及び要求水準書案公表 要求水準書案に関する質問・意見の受付締切
平成 27 年 6 月	要求水準書案に関する質問・意見への回答公表
平成 27 年 7 月	入札公告及び募集要項公表・配布
平成 27 年 8 月	募集要項に関する質問の受付締切 募集要項に関する質問への回答公表
平成 27 年 9 月	参加資格審査申請書類の受付
平成 27 年10 月	参加資格審査結果の通知 概要ヒアリング
平成 27 年11 月	事業提案書（入札書）の受付締切
平成 28 年 1 月	事業提案書の審査
平成 28 年 2 月	落札者の決定及び公表 基本協定の締結
平成 28 年 3 月	仮契約の締結 建設請負契約の議決 建設請負契約・運営委託契約の締結

2.1 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答の公表

組合は、実施方針に関する質問・意見を「第 4 章 6」に示すとおり受け付ける。なお、実施方針に関する説明会は行わない。

2.2 特定事業の選定結果及び要求水準書案の公表等

組合は、実施方針に関する事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定結果及び要求水準書案を公表する。

また、要求水準書案に記載されている内容について質問・意見を受け付ける。その質問に関する回答は、組合のホームページにおいて公表する。

2.3 募集要項の公表及び配布

組合は、実施方針に関する事業者等からの意見を踏まえ、組合のホームページにおいて募集要項を公表し、必要に応じて配布する。

2.4 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に記載されている内容について質問を受け付ける。その質問に関する回答は、参加資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加資格通過者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、組合のホームページにおいて公表する。

2.5 参加表明書及び参加資格審査申請書の受付、参加資格結果の通知

本事業の参加希望者に参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を求める。なお、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出方法、時期等の詳細については、募集要項において示す。また、参加資格審査結果は、速やかに参加表明者に通知する。

2.6 概要ヒアリングの実施

入札参加者に対し、事業提案書の受付に先立ち提案内容に関する意見交換の場を設ける。実施方法の詳細については、募集要項において示す。

2.7 事業提案書（入札書）の受付

入札参加者に対し、募集要項に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書（入札書）の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細については、募集要項において示す。

2.8 落札者の決定及び公表

事業提案書の内容は選定審査委員会において総合的に評価する。組合は選定審査委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定し、公表する。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

3.1 入札参加者の構成

- 1) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつプラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業を含む構成員の議決権を有する株式の保有割合が、事業期間中を通じて50%を超えるものとする。
- 2) 入札参加者は、設計・施工業務又は運營業務のうち、主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。
- 3) 代表企業、構成員及び協力企業は、組合又は民間事業者から業務を請負又は受託するものであること。
- 4) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとする。とともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。

- 5) 代表企業、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1社は組合組織市町内に本社又は本店がある企業が含まれるものとする。
- 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。ただし、特定事業契約の締結後に、選定されなかった入札参加者のうち、企業グループの代表企業を除く構成員又は協力企業が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業になることはできない。

3.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 組合が準用する佐久市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 組合が準用する佐久市の入札参加者等停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社法に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 最近1年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (11) 事業に関する組合の事業者選定支援業務を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連が

ある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設請負事業者として、以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業が含まれること。また、建築物の設計、建築物の施工、プラントの設計・施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。なお、(1)～(4)のうち複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である

(1) 建築物の設計を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事又は建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿の登載者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 建築物の施工を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿で建築一式工事の登録があること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築物の施工を主に行う企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(3) 建築物の施工を行う地元企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿で建築一式工事の登録があり、佐久市資格総合点数が 868 点以上であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 組合組織市町内に本社又は本店があること。

(4) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- ④ プラントの設計・施工を行う企業は、以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設の納入実績がそれぞれあること。
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 55t/日以上かつ 2 炉構成以上の発電付ストーカ式焼却施設
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 55t/日以上かつ 2 炉構成

以上の高効率ごみ発電施設

3) 本施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運營業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。また、本施設の運營業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (1) 本施設の運營業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、組合が準用する佐久市の建設工事入札参加資格者名簿の登載者であること。
- (2) 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する1炉当たり55t/日以上かつ2炉構成以上の発電付ストーカ式焼却施設の3年以上の運転実績（単年度運転委託を含む。）を有していること。
- (3) 前項の施設での3年以上の運転実績を有し、かつ1年以上（運転実績期間との重複を認める。）現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。

4 審査手順

4.1 選定審査委員会の設置

組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって「新クリーンセンター建設・運営事業者選定審査委員会」を設置する。選定審査委員会は、学識経験者、組合組織市町職員及び組合職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告する。

4.2 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、以下のとおりである。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、入札参加者に対してヒアリング等を実施することがある。

1) 資格審査

参加希望者から参加資格審査申請書類を受け付け、選定審査委員会で本事業の事業期間中、安定的に遂行する能力の有無について審査する。

2) 提案審査

組合は、定められた期日までに入札参加者から事業提案書を受け付け、選定審査委員会で以下の審査を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定する。

(1) 基礎審査

募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、入札参加者の提案が十分に満足していることを確認する。

(2) 総合審査

基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定審査委員会で総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を選定する。なお、具体的な項目につい

ては、募集要項において示す。

5 落札後の手続

5.1 民間事業者の選定及び非選定

- 1) 組合と落札者は、特定事業契約の締結のため、速やかに基本協定を締結し、詳細な内容の協議と手続を行うものとする。

ただし、落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

- 2) 民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計画書及び提案書において本事業がPFI法に準じた手続による事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

5.2 落札者の失格

代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに、組合との特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、組合との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

5.3 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省循環型社会形成推進交付金の対象施設である。民間事業者は、組合が行う当該交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

6 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

7 費用負担

応募申込に係る経費は、参加表明者及び入札参加者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準及び仕様

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務及び運營業務を行う。

2 想定されるリスク及び分担

2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとする。

2.2 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。

なお、詳細については、募集要項において示す。

3 組合による事業の実施状況の監視

3.1 設計・施工期間

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとする。なお、組合は、必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、国が行う精度管理指針に基づき適切に精度管理が行われ計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づく認定を受けている機関が実施する。

また、業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

3.2 運営期間

組合は、運営事業者による運營業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運營業務の監視を行う。

監視に当たっては、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行い、結果を組合に報

告するものとする。また、組合は、必要に応じて、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

本施設の運營業務の監視により、本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3.3 運営期間の終了時

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、組合より確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、運営期間の終了後、特別目的会社は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社に代わり代表企業が対応することもできる。

第4章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業は、平成 31 年 4 月 1 日に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて平成 51 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、運営事業者との運営委託契約を解除し、本施設の運営を行う者を新たに選定する。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は行わない。

3.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等は行わない。

4 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者が協議により対応策を検討する。

5 議会の議決

建設請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得るものとする。

6 実施方針に関する問い合わせ先

6.1 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。また、本実施方針に関する質問・意見がある場合は、添付様式の「佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）建設・運営事業 実施方針に関する質問・意見書」の様式を使用し、郵

送又は電子メール（使用するソフトは Microsoft Excel (Windows 版) とし、郵送の場合は CD を同封）により、下記の期間内に提出すること。

なお、電話等による問い合わせには応じないこととする。

（質問・意見書の提出先）

下記の 6.4 問合せ先

（質問・意見書の提出期限）

平成 27 年 4 月 15 日（水）正午まで

6.2 実施方針に関する質問・意見への回答

質問・意見に対する回答は下記期限までに組合のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった質問・意見に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問・意見について回答するとは限らない。

（質問・意見への回答公表期限）

平成 27 年 4 月 30 日（木）17:15 まで

6.3 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

6.4 問合せ先

住 所：〒385-0051

長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所内

E-mail：info@sakukitasaku.or.jp

宛 先：佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局

電 話：0267-62-2916

F A X：0267-62-2289

事業に係るリスク分担(1/2)

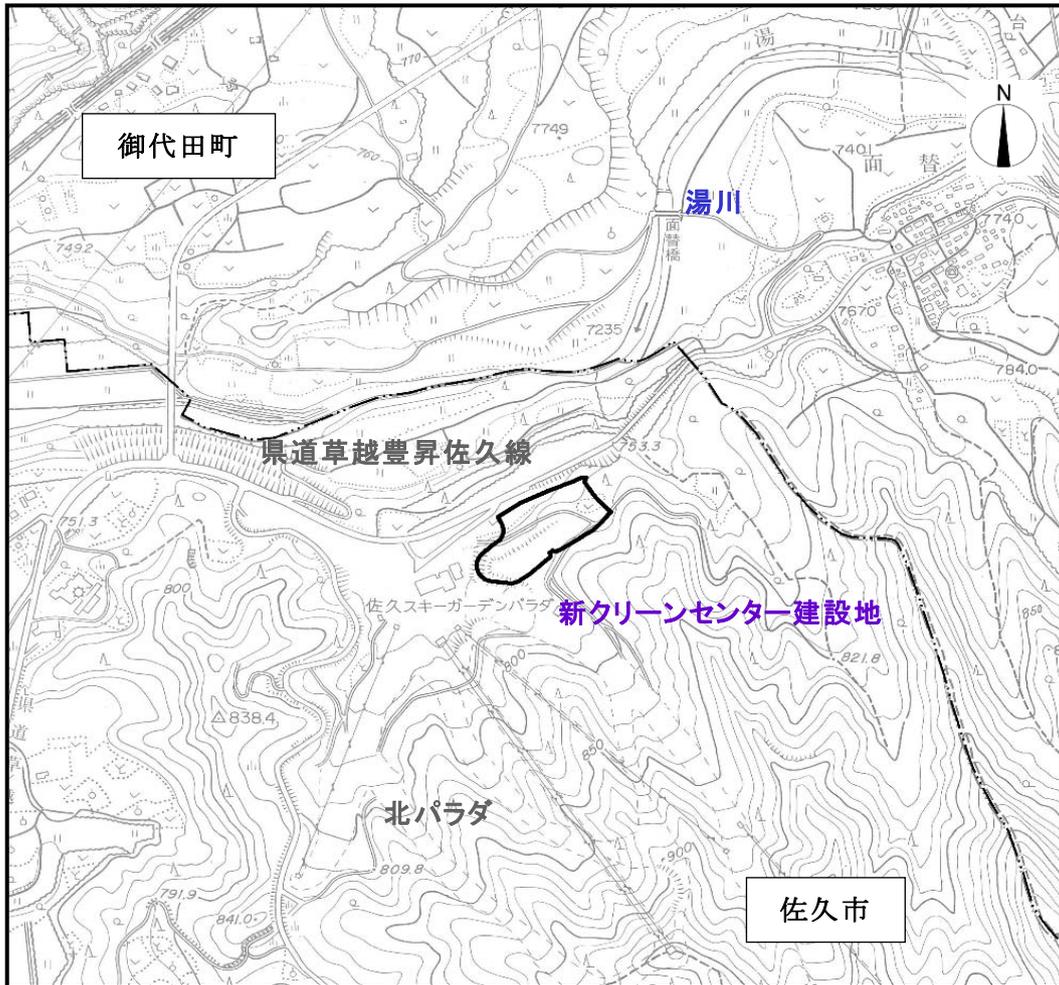
※凡例 ●：主分担、▲：従分担

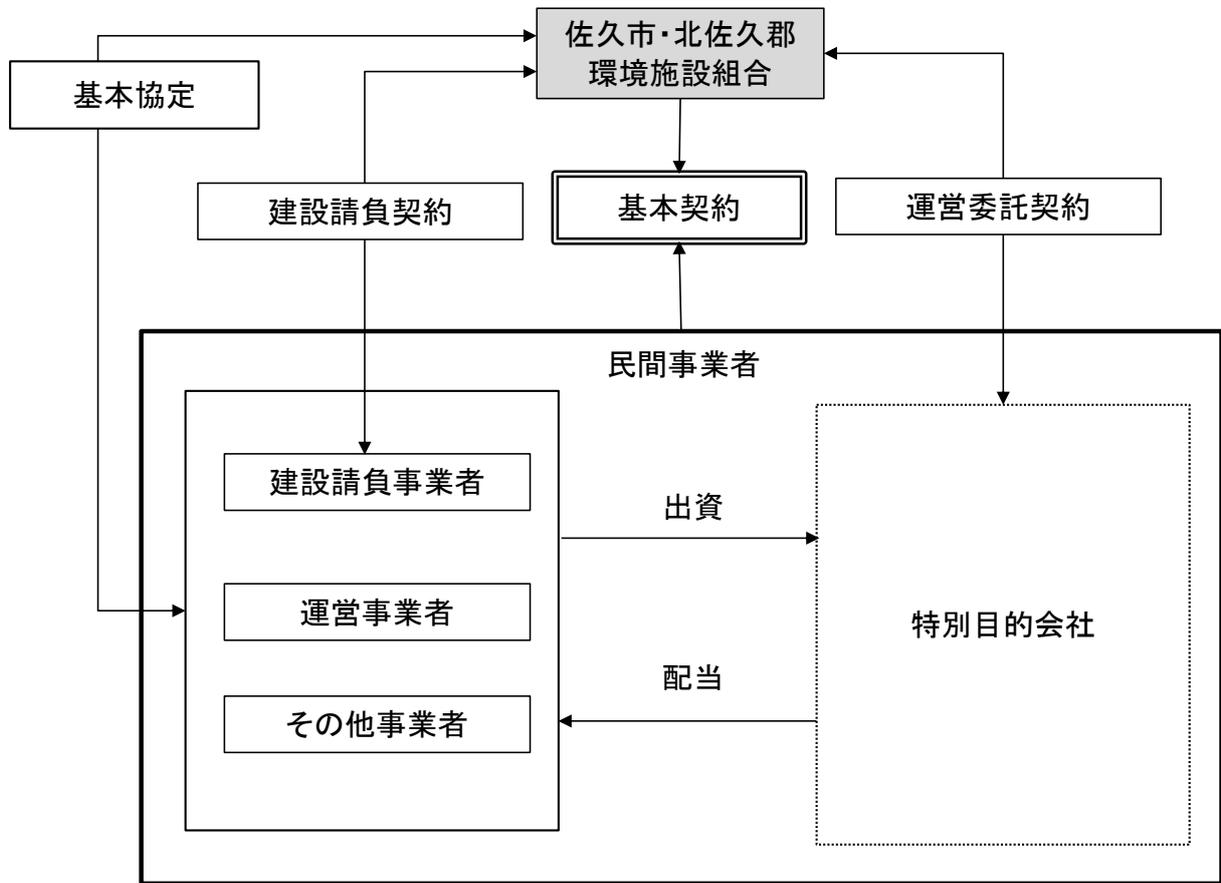
No.1	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者	
共通	募集要項リスク	募集要項の誤り、内容の変更に関するもの	●		
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	●		
		民間事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		●	
	制度関連	行政リスク (政治リスク、議会リスク、計画変更リスク等)	契約に関する議会承認が得られない場合、組合の政策転換による事業開始遅延・事業中断・特定事業契約解除等	●	
		法制度リスク (税制度変更リスク除く)	本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの	●	
			上記以外の法令等の新設・変更に関するもの		●
		税制度変更リスク	消費税の課税対象範囲と変更に関するもの	●	
			上記以外の税制度の新設・変更に関するもの		●
		許認可の取得遅延・失効リスク	組合が実施する許認可取得の遅延・失効に関するもの	●	
		民間事業者が実施する許認可取得の遅延・失効に関するもの		●	
	社会環境	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
			民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		●
		第三者賠償リスク	組合が実施する業務に起因する第三者への賠償	●	
	民間事業者が実施する業務に起因する第三者への賠償			●	
	環境保全リスク	民間事業者が実施する測量・調査、設計・施工、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●	
	用地リスク	地中障害物、その他入札資料等から予見できない用地の状況	●		
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ (施設整備費用に相当する部分)	●	▲	
		施設の供用開始後のインフレ・デフレ (運営委託料に相当する部分)	●	▲	
	事業の中断リスク	組合の債務不履行による事業の中断	●		
		民間事業者の債務不履行による事業の中断		●	
不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等その他の損害	●	▲		

事業に係るリスク分担 (2/2)

※凡例 ●：主分担、▲：従分担

No.2	リスクの種類	リスクの内容	組合	民間事業者
設計段階	測量・調査リスク	組合が実施した測量、調査に関するもの	●	
		民間事業者が実施した測量、調査に関するもの		●
	設計変更リスク	組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更によるもの	●	
		民間事業者の提案内容の不備・判断によるもの		●
	着工遅延リスク	組合の事由による着工の遅延	●	
		民間事業者の事由による着工の遅延		●
施工段階	工事費増大リスク	組合の提示条件の不備・変更に関するもの	●	
		民間事業者の事由によるもの		●
	工事遅延リスク	組合の事由による工期の遅延	●	
		民間事業者の事由による工期の遅延		●
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じる損害等に関するもの		●
	試運転・性能リスク (要求水準不適合リスク)	民間事業者が実施する試運転・性能試験に要する廃棄物の供給の遅延等に関するもの	●	
民間事業者が実施する試運転・性能試験の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・施工の瑕疵によるものを含む)			●	
運営段階	ごみ量変動リスク	処理対象物の量の変動による運営費の増減	●	▲
	ごみ質変動リスク	処理対象物の質が要求水準に定める範囲外のごみ質変動に関するもの	●	
		処理対象物の質が要求水準に定める範囲内のごみ質変動に関するもの	▲	●
	運営費用上昇リスク	民間事業者の提案内容・見積の誤り等、民間事業者の事由による運営費用の上昇(物価変動は除く)		●
	施設損害リスク	組合の事由による施設の損害	●	
		民間事業者の事由による施設の損害		●
		上記以外の第三者の事由による施設の損害	●	▲
	施設瑕疵リスク	施設の設計・施工に瑕疵が見つかった場合		●
	施設性能リスク	性能保証項目を達成することができない場合の改修やごみの外部処理等に要する費用		●
	異物(処理不適物)混入リスク	民間事業者が実施する業務に起因するもの		●
		上記以外の事由によるもの	●	
	売電収入リスク	FIT買取価格(売電単価)変更による売電収入の変動	●	
		民間事業者の事由による売電収入の変動		●
	焼却残さの処分先確保	組合の責により処分先を確保できない場合	●	
不適切な運転管理により、焼却残さが処分先の受入基準を超過する民間事業者の責により処分先を確保できない場合			●	
要求水準不適合リスク	契約等で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・施工の瑕疵によるものを含む)		●	
事業終了時	施設引継リスク	組合に施設・設備を引継ぐ際にごみ処理が継続可能な状態にするための費用		●
	事業終了の手續リスク	組合が実施すべき事業の終了手續の不備による損害	●	
		民間事業者が実施すべき事業の終了手續の不備による損害		●





※ 特別目的会社の設置については、詳細を募集要項に示す。

佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター（ごみ焼却施設）

建設・運営事業 実施方針に関する質問・意見書

平成 27 年 月 日

提出者

企業名 :

担当部署名 :

担当者名 :

連絡先 : (住所)

(電話番号)

(メールアドレス)

1 実施方針に関する質問・意見書

番号	質問・意見	頁	項目番号等						項目名	内容
例	質問								用語の定義	(左記は記入例です)
例	意見	6	第1章	3	3.3	1)			本事業の設計施工に係る対価	(左記は記入例です)
例	意見	11	第2章	3	3.2	2)	(3)	①		(左記は記入例です)
1										
2										
3										
4										
5										

記入要領

※「担当者」欄については、質問・意見に対する内容の確認を受ける者の連絡先を記入すること。

※「質問・意見」欄については、リストよりどちらか一方を選択すること。

※内容については、その背景や意図について分かりやすく記載すること。

※内容は簡素なものとする。

※複数枚になる場合、必要に応じて「1 実施方針に関する質問・意見書」の表に「行」を追加し、通し番号を付して記載すること。

※表の書式変更（セルの結合・分割等）は行わないこと。